

**循環型社会**

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。循環型社会形成推進法では、具体的に、廃棄物等の発生の抑制、廃棄物のうち循環資源の適正な循環的利用の促進など循環型社会づくりの手段や方法が示されている。

**第4章 ごみ・リサイクル**

**第1節 資源化の向上**

ごみの分別を徹底するとともに、古紙ステーションなど、拠点回収の積極的な活用を図ります。また、埋立てごみに含まれる鉄類やプラスチック類の資源化に努め、リサイクル率の向上を図ります。

【第2次田辺市総合計画（鉄基特掲） 鉄基特掲 第6章 政策「快適」施策2 環境 単位施策4にみ・リサイクル】

**1 資源化量の推移**

**リサイクル率**

発生量のうち総資源化量が占める割合。R4年度分から、焼却処理時のサーマルリサイクル分を除く。

本市の一般廃棄物処理基本計画では、一般廃棄物のリサイクル率\*の目標値として令和15年度に20.2%以上を達成することを目標に取り組んでいます。本市のごみ発生量\*、総資源化量\*及びリサイクル率の推移について下表に示します。

**発生量**

市内の家庭及び事業所から発生したごみの量。産業廃棄物と自家処理量を除く。

ごみの発生量の推移

(単位:t)

項目	R1	R2	R3	R4
発生量	28,841	28,558	27,344	27,391
総排出量*	27,278	27,045	25,866	25,950
集団回収量	1,563	1,513	1,478	1,441

リサイクル率の推移

項目	R1	R2	R3	R4
リサイクル率 (総資源化量÷発生量×100)	19.2%	19.8%	21.1%	17.9%

**総資源化量**

資源化量(本市が処理したごみのうちリサイクルされる量)に集団回収量を加えたものの量。

総資源化量の推移

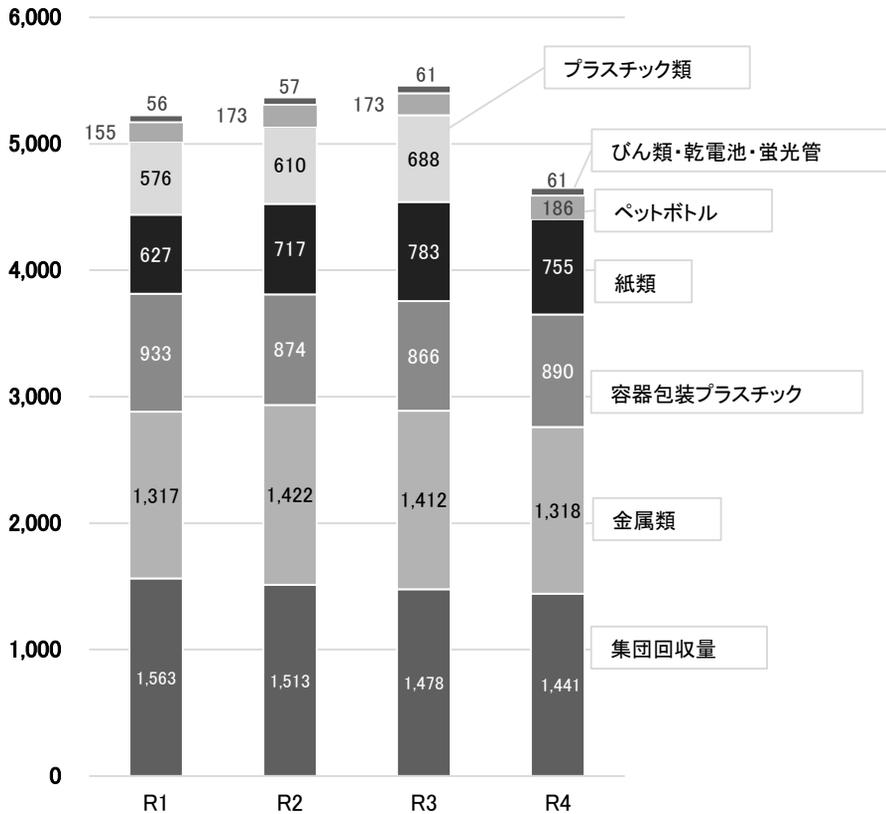
(単位:t)

項目	R1	R2	R3	R4
総資源化量	5,227	5,366	5,461	4,651
集団回収量	1,563	1,513	1,478	1,441
資源化量合計	3,664	3,853	3,983	3,210
金属類	1,317	1,422	1,412	1,318
容器包装プラスチック	933	874	866	890
紙類	627	717	783	755
プラスチック類	576	610	688	0
ペットボトル	155	173	173	186
びん類・乾電池・蛍光管	56	57	61	61

**総排出量**

本市の処理対象となるごみの量。発生量から集団回収量(集団回収によりリサイクルされる古紙類等の量)を除く。集団回収については次節(P76)を参照。

総資源化量の推移（単位:t）



2 拠点回収等による資源化の向上

本市では、市内の公共施設等に古紙ステーションなどの拠点を設け、拠点回収を実施しています。令和4年度の拠点回収場所は、古紙類（新聞、雑誌、段ボール）については39カ所、缶・びんについては27カ所、ペットボトルについては52カ所となっています。

古紙類、缶、びん及びペットボトルを拠点回収場所へ出していただくことにより、効率的な資源化が図られており、令和4年度の総資源化量のうち拠点回収が占める割合は約17.9%となっています。

さらに本市では、容器包装プラスチックリサイクル施設（参照：P86）において、プラスチックのリサイクルに取り組んでいます。

拠点回収ボックス



拠点回収場所 (単位:カ所)

項目	R1	R2	R3	R4
古紙類	39	39	39	39
缶・ビン	27	27	27	27
ペットボトル	52	52	52	52

リサイクルの種類

**マテリアルリサイクル**  
マテリアルリサイクルとは、使用済みのプラスチックを溶かすなどして、もう一度プラスチック製品に再生し、利用することをいう。材料リサイクルとも呼ばれており、ペットボトルや発泡スチロールなどはこの方法でリサイクルされる。プラスチックは、リサイクルを繰り返すと材質が悪くなる（劣化する）と言われていたが、最近では純度の高い良質なプラスチックに戻す技術開発が進んでいる。

**ケミカルリサイクル**  
ケミカルリサイクルとは、プラスチックが炭素と水素からできていることを利用し、熱や圧力を加えて、元の石油や基礎化学原料に戻してから、再生利用することをいう。現在、容器包装リサイクル法が再商品化（リサイクル手法）として認めているケミカルリサイクルには、原料・モノマー化、油化、高炉還元剤としての利用、コークス炉化学原料化、ガス化による化学原料化がある。

**サーマルリサイクル**  
廃棄物から熱エネルギーを回収すること。プラスチックは燃やすと高い熱を出すため、ダイオキシン対策を伴う施設でサーマルリサイクルすることは、埋立てごみの量を減らす上でも、大きな役割を占める。たとえば、ごみの焼却熱を熱源にして、温水を沸かし、事務所や住宅、近隣施設の風呂や温水プールに送ることなどができる。ごみの焼却時に発生する蒸気は、発電や各種施設での暖冷房のほか、工業用など幅広く活用できる。また、セメントを焼成するときに、その原燃料としてプラスチックを使う（セメントキレン）方法や、廃プラスチックを乾燥、固化、圧縮した固形燃料（RPF）の形で利用することもできる。

## 第2節 資源ごみ集団回収

資源ごみの集団回収を継続して奨励することにより、ごみの減量や資源の有効利用を拡大するとともに、生ごみの減量化と資源化を図るため、生ごみ処理機や処理容器の購入を促進します。

【第2次田辺市総合計画（後継基特画） 後継基特画 第6章 政策「快適」 施策2 環境 単位施策4にみ・リサイクル】

田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱（参照:P109）

### 1 資源ごみ集団回収\*

市に登録している子どもクラブや自治会等の集団回収実施団体が回収した古紙類について、1kg当たり4円の奨励金を交付し、ごみの減量や資源の有効利用に努めています。

令和4年度においては登録している99団体により新聞369t、雑誌389t、段ボール669t、古布14tの計1,441tが回収され、本市の総資源化量のうち約31%を占めています。（参照:P74）

#### 集団回収の実績

項目	R1	R2	R3	R4
集団回収量(t)	1,563	1,513	1,478	1,441
新聞	485	416	398	369
雑誌	447	422	397	389
段ボール	613	659	669	669
古布	18	16	14	14
実施団体数	117	109	105	99
奨励金額(千円)	6,252	6,054	5,911	5,764

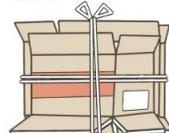
◇新聞(広告)



◇雑誌・雑紙



◇段ボール



田辺市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱（参照:P110）

### 2 生ごみの減量化と資源化

家庭で排出される生ごみの減量化と堆肥化としての資源化を目的として、生ごみ処理機や処理容器を購入する際、市が購入費の一部について補助金\*を出して支援しています。補助金の額は本体価格の2分の1以内、上限20,000円としています。

令和4年度の補助基数と補助金額は、35基、359千円となっています。

電気式の生ごみ処理機  
温風で乾燥処理する乾燥式、微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風した後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

#### 生ごみ処理機購入費補助実績

項目	R1	R2	R3	R4
生ごみ処理機(件)	45	50	37	35
電気式	25	21	17	16
バケツ式	5	1	2	2
コンポスト	15	28	18	17
補助金額(千円)	503.5	488.9	322.4	359.0

#### 電動式の生ごみ処理機



#### コンポスト



コンポスト  
庭や家庭菜園の土の部分に埋め込むように設置します。投入された生ごみは、地中の微生物の働きにより発酵分解して土に還ります。

### 第3節 ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度\*の活用

ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度を活用し、市内の量販店等による過剰包装の改善やレジ袋削減運動、トレイ・牛乳パック・ペットボトル等の回収を促進します。

【第2次田辺市総合計画（後継基本計画） 後継基本計画 第6章 政策「快適」施策2 環境 単位施策4ごみ・リサイクル】

ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度は、環境に配慮した店舗を登録する制度。登録の対象となる取組は、買物袋持参の奨励制度、包装紙・トレイ等商品包装の簡素化推進、エコマーク商品の積極的な販売、トレイや牛乳パック等の回収などがある。

#### 1 ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度

ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度を活用し、市内の販売店による過剰包装の改善や、トレイや牛乳パックなどの回収に努めています。令和4年度の登録店舗は50店舗となっています。

ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録状況

(単位:店舗数)

項目	R1	R2	R3	R4
ごみ減量及びリサイクル推進協力店	50	53	50	50

田辺市ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱(参照:P109)



## ごみ減量及びリサイクル推進協力店

- このお店は、簡易包装や資源ごみの回収、再生品の販売など、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組んでいます。
- 限りある地球の資源と環境を守るため、市民のみなさんのご協力をお願いします。


田 辺 市

## 第4節 啓発活動及び情報提供

広報紙やごみ収集カレンダー等により、ゴミの排出状況や排出方法などについて時期を捉えた情報発信を図るとともに、地域学習会や施設見学等を通じて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図るための啓発を行います。

【第2次田辺市総合計画（後編基本計画） 後編基本計画 第6章 政策「快適」 施策2 環境 単位施策4（ごみ・リサイクル）】

3Rの推進については、私たち市民一人ひとりの取組が重要です。ごみの分別や拠点回収など排出時におけるリサイクルはもちろんのこと、リデュースやリユースについては生活の中での実践が大切です。

本市では、各戸配布される「広報田辺」「ごみ収集カレンダー」の紙面を通じて、ごみの排出方法やリサイクルの方法等についてお知らせするほか、田辺市まちづくり学びあい講座（環境学習会）やごみ処理施設の見学会等を通じて、3Rの推進にご協力をお願いしています。

### ごみ学習会の実績

項目	R1	R2	R3	R4
実施会場数	3	1	2	2
参加者数	60	13	56	35



### ごみ処理場への見学実績

項目	R1	R2	R3	R4
見学団体数	22	6	17	25
参加者数	725	180	518	703

## 第5節 ごみの処理

民間事業者への委託による市全域収集の実施をはじめ、高齢者や障害者等のごみの搬入が困難な世帯を対象とした特別収集のほか、ペットボトル等を対象とした拠点回収、ごみ集積所の整備、ごみ収集カレンダーやごみ分別辞書の作成により、市民がごみを分別し、出しやすい環境づくりを進めます。

【第2次田辺市総合計画（後継基本計画） 後継基本計画 第6章 政策「快適」 施策2 環境 単位施策4「ごみ・リサイクル」】

循環型社会づくりを推進するため、排出されるごみの抑制と資源化を図り、資源化が不可能なごみについては適正な処理を行っています。

豊かで物に恵まれた現代の生活は、膨大な量のごみ（廃棄物）を生み出しています。これは有用な天然資源の枯渇につながるなど、将来的なものを含め様々な問題を内包していることから、循環型社会づくりの推進が求められています。

一方で、ごみ処理には多額の費用がかかります。令和4年度における本市のごみ処理に関する経費は10億2,749万4,863円でありました。このうち約17.3%は、処理の手数料として排出者に負担いただいています。残りの約82.7%は税金等が充てられています。

### 1 一般廃棄物の処理

ごみは日常生活から排出されるごみ（家庭系）と事業活動に伴って排出されるごみ（事業系）に大きく分けられます。事業系のうち、燃え殻・汚泥など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」\*で定められた20種類のごみについては産業廃棄物となります。廃棄物処理法では産業廃棄物を事業者が自ら処理するように定められていますが、自ら処理できない場合は、県の許可を受けた許可業者に処理を委託することになります。

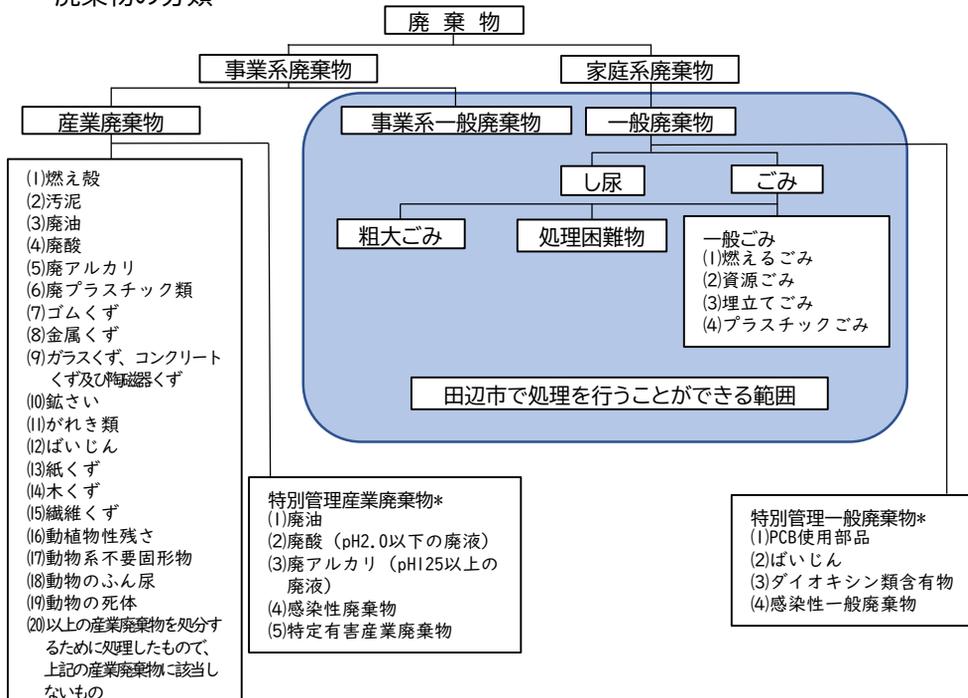
産業廃棄物以外のごみのことを一般廃棄物といいます。市町村は、計画を定めて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理（収集運搬、処分、再生を含む）するように廃棄物処理法で義務づけられています。これに基づき、本市では一般廃棄物処理計画\*を定め、適正な処理に取り組んでいます。（下記参照）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の定義や住民・事業者・行政それぞれの責務、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。この法律で廃棄物とは「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義されている。

一般廃棄物処理計画  
廃棄物処理法に定める市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画。

### 廃棄物の分類



特別管理産業廃棄物  
特別管理一般廃棄物  
廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものであり、廃棄物処理法でそれぞれ種類ごとに特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に区分されている。

## 2 ごみ排出量の推移

本市で発生しているごみの排出量と原単位（一人一日あたり何グラムのごみを排出しているか）について下表に示します。

種類別排出量 (単位:t)

項目	R1	R2	R3	R4
総排出量	27,278	27,045	25,867	25,950
生活系	17,286	17,688	17,141	17,154
燃えるごみ	12,094	11,944	11,671	11,429
資源ごみ	1,646	1,790	1,828	1,912
埋立てごみ	1,908	2,272	1,979	2,185
プラスチックごみ	1,638	1,682	1,663	1,628
事業系	8,429	7,844	7,248	7,355
燃えるごみ	7,418	6,615	6,531	6,483
埋立てごみ	1,011	1,229	717	872
プラスチックごみ	0	0	0	0
集団回収	1,563	1,513	1,478	1,441

種類別排出原単位  
ごみの種類別の1  
人1日当たりの排出  
量

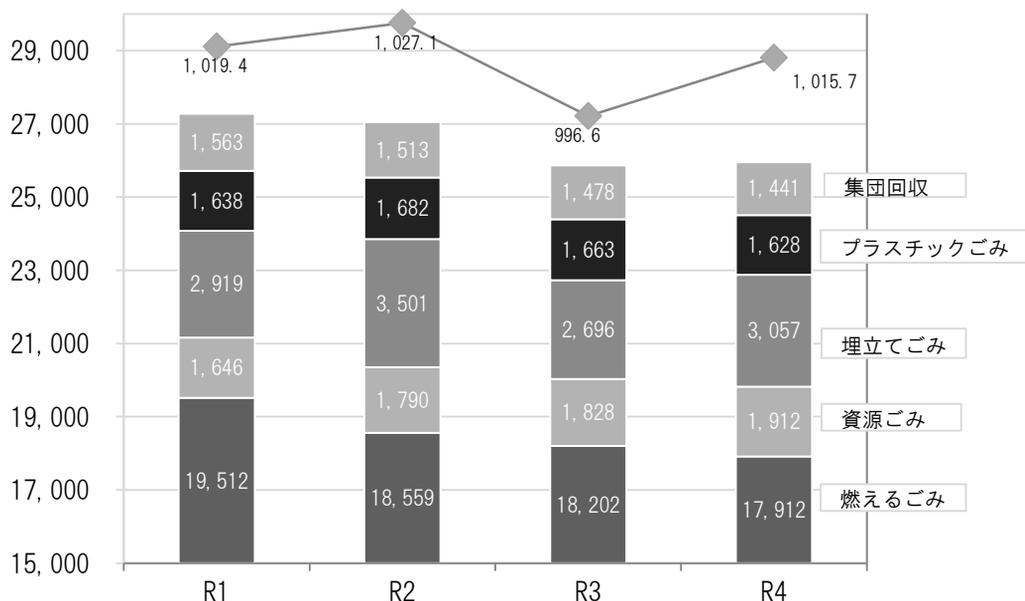
種類別排出原単位\* (単位:g/人・日)

項目	R1	R2	R3	R4
人口(人)	73,310	72,143	71,113	69,995
総排出量	1,019.4	1,027.1	996.6	1,015.7
家庭系収集ごみ(特別収集含む)	646.0	671.7	660.4	671.4
燃えるごみ	452.0	453.6	449.6	447.4
資源ごみ	61.5	68.0	70.4	74.8
埋立ごみ	71.3	86.3	76.2	85.5
プラスチックごみ	61.2	63.9	64.1	63.7
事業系ごみ	315.0	297.9	279.2	287.9
燃えるごみ	277.2	251.2	251.6	253.8
埋立ごみ	37.8	46.7	27.6	34.1
プラスチックごみ	0.0	0.0	0.0	0.0
集団回収	58.4	57.5	56.9	56.4

\*人口は、9月末の人口(外国人人口含む)

ごみ総排出量及び排出原単位の推移

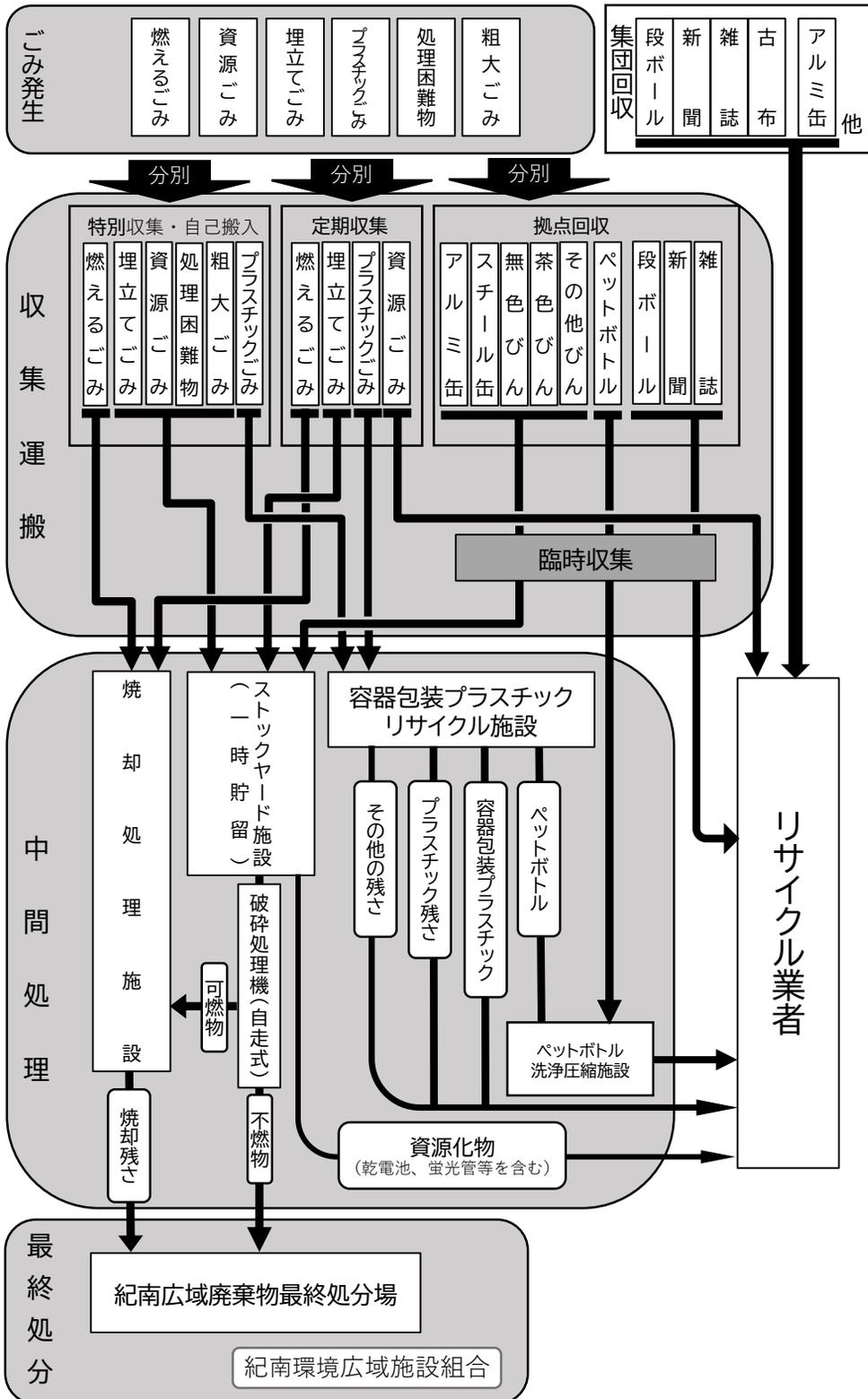
排出量 (t/年)



### 3 ごみ処理の流れ

ごみの処理には、収集運搬、中間処理（資源化、焼却等による減量化、減容化等）、最終処分（埋立て）という一連の流れがあります。また、資源化の可能なごみについては最終処分せずにリサイクルを図っています。

ごみの種類に応じた処理の流れは以下のとおりです。



**燃えるごみ**  
田辺市ごみ処理場で焼却を行います。焼却後の残さは紀南広域廃棄物最終処分場で埋立て処分されます。

**資源ごみ**  
定期収集された資源ごみは、リサイクル業者まで直接運搬しています。自己搬入された資源ごみはストックヤードに一時保管後、リサイクル業者に引き渡します。

**プラスチックごみ**  
容器包装プラスチックリサイクル施設において、ペットボトル・容器包装プラスチック・その他プラスチックに分けて、それぞれリサイクル業者に引き渡しリサイクルを行っています。

**埋立てごみ**  
ストックヤードに一時保管し、破砕処理を行った後、埋立処分を行っています。乾電池、体温計については一時保管後、リサイクル業者に処理委託を行っています。

**処理困難物**  
本市のごみ処理設備では適正な処理が困難なごみ。

**粗大ごみ・処理困難物**  
粗大ごみ及び処理困難物については、可燃物は破砕処理後に焼却処理を行い、不燃物は資源化または埋立処分を行っています

**自己搬入**  
定期収集に出すことのできない粗大ごみや処理困難物などは、田辺市ごみ処理場もしくは各行政局に有料で搬入することができます。

### 拠点回収

ペットボトル以外は、直接あるいはストックヤードで一時保管後、リサイクル業者に引き渡します。ペットボトルは洗浄を経てリサイクル業者に引き渡します。

### 中間処理

廃棄物の無害化、減量化、減容化、資源化あるいは安定化を図るため、焼却、破碎、選別などの処理をすること。

ストックヤード  
一時保管所。

### 破碎処理

ごみを碎いて減容化する処理。

### リサイクル

ごみ等を再生利用すること。

### 最終処分場

廃棄物を埋立処分する場所。破碎処理後の埋立ごみ及び焼却施設から発生する焼却残さを紀南広域廃棄物最終処分場にて埋立て処分を行っています。

## 4 ごみ分別と収集運搬

ごみを分別することなく収集すると、それぞれの性質にあった適正な処理やリサイクルが困難になります。このため、処理方法に応じて分別の種類を設定し、収集運搬しています。

その内容は以下のとおりで、15分別（処理困難物を含まず）となっています。

収集運搬方法	分別の種類	ごみの出し方		備考（品目例等）		
定期収集	燃えるごみ	週2回	ごみステーション等	台所ごみ、紙くず、貝がら、紙おむつ、板ぎれ（50cm位）、衣類、布切れ、紙粘土、ぬいぐるみ（綿）等		
	資源ごみ	月1回		缶・ビン、アルミ容器、鍋（鉄、アルミ）、フライパン、カミソリ、針金ハンガー、安全ピン、スプレー缶、包丁、体重計、釘等		
	プラスチックごみ	月2回		ポリタンク、小さいポリバケツ、発泡スチロール、塩ビボトル、ビデオテープ、タッパー等		
	埋立てごみ	月1回		蛍光灯・電球、せともの、ビニールひも、釣り糸、傘、靴、使い捨てカイロ、ガラス、革ベルト、植木鉢（せともの）、灰等		
		乾電池、リチウムイオン電池、体温計、加熱式たばこ		月1回	乾電池・リチウムイオン電池・体温計・加熱式たばこは埋立てごみと共に収集しますが、別の透明な袋に入れて出す必要があります。	
特別収集	粗大ごみ	予約制	訪問して回収	タンス、机、ソファ、その他分別指定袋に入らないごみ		
	処理困難物			タイヤ、バッテリー、消火器、マッサージ機（いす型）、スプリングマットレス、オルガン、エレクトーン、ピアノ		
拠点回収	古紙類	段ボール	拠点回収場所に自己搬入	回収箇所数：39箇所（R4）		
		新聞				
		雑誌				
	ペットボトル	ペットボトル		回収箇所数：52箇所（R4）		
		缶・びん			アルミ缶	回収箇所数：27箇所（R4）
					スチール缶	
無色びん						
茶色びん						
その他びん						

#### ①定期収集

定期収集ごみは市内、収集対象地区を20地区に分けて基本的にステーション方式（一部立地条件等により個別収集）で収集を行っています。

#### ②特別収集

特別収集は、粗大ごみや処理困難物を直接搬入することが困難な世帯を対象として実施しています。排出者宅まで訪問して収集を行っています。

#### ③拠点回収

拠点回収は公共施設等に設けた古紙ステーションや資源類回収ボックスにおいて実施しています。

#### 事業系のごみ（事業系一般廃棄物）

事業系ごみの収集については、本市が許可している収集運搬許可業者10社が実施しており、家庭系ごみの定期収集、特別収集、拠点回収を利用することはできませんが、ごく少量（可燃ごみ年間最大220枚まで、不燃ごみ年間80枚まで）の事業者に関し、「事業者用分別指定袋」を使用することにより市が定期収集を行っています。

## 第6節 ごみ処理手数料と搬入禁止ごみ

### 1 ごみ処理手数料

本市では、排出量に応じたごみ処理経費負担のためにごみ分別指定袋制度を導入しています。また、特別収集、処理困難物及び自己搬入ごみについても有料とし、それぞれ手数料を設定しています。

#### 家庭ごみ指定袋(定期収集用)

区分	手数料
分別指定袋大(50L)	44円/袋
分別指定袋小(30L)	22円/袋
分別指定袋特小(15L) (燃えるごみ専用) (埋立てごみ専用)	11円/袋

#### 事業者用分別指定袋(定期収集用)

区分	手数料
分別指定袋大(50L)	88円/袋

#### 家庭ごみ搬入手数料(自己搬入する場合)

区分		手数料
最大積載量が350キログラム以下の車両又はこれに類するもの(徒歩を含む。)で搬入した場合 1台(1件)につき	可燃ごみ	950円
	不燃ごみ	1,130円
最大積載量が350キログラムを超え、2トン以下の車両又はこれに類するもので搬入した場合 1台(1件)につき	可燃ごみ	1,900円
	不燃ごみ	2,260円

#### 事業系ごみ搬入手数料(自己搬入する場合)

区分		手数料
最大積載量が350キログラム以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	3,300円
	不燃ごみ	4,180円
最大積載量が350キログラムを超え、1トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	6,600円
	不燃ごみ	8,360円
最大積載量が1トンを超え、2トン以下の車両で搬入した場合 1台につき	可燃ごみ	10,450円
	不燃ごみ	13,200円

#### 特別収集手数料(処理困難物は別途手数料が必要)

区分	処理困難物のみの収集	粗大ごみの収集 (処理困難物混載の場合を含む)
軽四車	1,370円	2,410円
小型貨物車 (1トン車)	2,740円	4,820円

#### 処理困難物(廃棄物の適正な処理が困難な製品、容器等)

区分	手数料
タイヤ(ホイールあり)その他これに類するもの	1本につき 220円
消火器、バッテリーその他これらに類するもの	1本につき 330円
タイヤ(ホイールなし)その他これに類するもの	1本につき 440円
スプリングマットレス(シングルサイズ以下のもの)その他これに類するもの	1枚につき 1,100円
スプリングマットレス(シングルサイズを超えるもの)、マッサージ機(椅子型)その他これらに類するもの	1枚(1台)につき 1,650円
エレクトーン、オルガンその他これらに類するもの	1台につき 3,300円
ピアノその他これに類するもの	1台につき 7,700円

※各表の処理手数料については、令和5年4月1日現在の料金。

## 2 搬入禁止ごみ

次の品目については、収集運搬の対象外とし、田辺市ごみ処理場への搬入を禁止しています。

品目例	ガスボンベ(プロパンガス)、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、注射針、点滴用チューブ等、農薬・劇薬・劇物(容器等含む)、単車・自動車、ビニールハウスの廃ビニール、液体、産業廃棄物、その他処理できないもの。
-----	--

## 第7節 収集運搬

### 1 定期収集

本市の家庭系ごみの収集運搬については、2010年度(平成22年度)からすべての地域において民間委託により収集車(2+車)で、燃えるごみ、資源ごみ、埋立てごみ及びプラスチックごみの収集運搬を行っています。

### 2 特別収集

定期収集に出せない粗大ごみや処理困難物について、自己搬入が困難な世帯を対象として特別収集を実施しています。半年間に1回、一軒につき1車(軽四車もしくは1+車)に積載できるものに限り、排出者の自宅まで訪問してごみを回収します(事前申込が必要です)。

特別収集の実施状況は下記のとおりです。

#### 特別収集の実績

項目	R1	R2	R3	R4
収集回数	969	1,045	986	1,036
重量(kg)	218,980	246,940	236,480	240,720

## 第8節 中間処理

一般廃棄物中間処理施設について、田辺周辺広域市町村圏組合の構成市町村による共同設置を目指すという共通認識の下、広域化に向けた取組を進めます。

【第2次田辺市総合計画(線形基本計画) 後編基本計画 第6章 政策「快適」施策2 環境 単位施策4(ごみ・リサイクル)】

### 1 本市の中間処理の現状

本市では中間処理施設として、焼却施設、容器包装プラスチックリサイクル施設等が稼働しています。本市のごみ処理場における中間処理実績の推移について下表に示します。

項目	R1	R2	R3	R4
中間処理量計	27,231	26,391	25,532	25,702
焼却処理量	19,678	19,512	18,559	17,912
焼却以外の中間処理量	5,819	5,136	5,043	5,861
直接資源化量	1,734	1,743	1,930	1,929

\*直接資源化量とは、直接再生業者に搬入されたもの

特別収集にかかる手数料(参照:P83)

## 2 中間処理施設

### (1) 焼却施設

本市の可燃ごみについては、田辺市ごみ処理場で処理を行っています。

また、焼却施設に搬入されるごみの性状について、年間4回測定を行っており、ごみ質は年間を通して大きな変動はなく安定しています。

さらに排出ガス中のダイオキシン類濃度測定についても、国の定める排出基準内となっています。

田辺市ごみ処理場におけるごみ質(平均値)

項目		R1	R2	R3	R4
種類組成 (乾燥ベース)	紙・布類	63.95%	65.37%	64.35%	61.40%
	木・竹・わら類	5.98%	5.02%	6.18%	7.92%
	ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	13.38%	10.56%	14.63%	13.48%
	厨芥類	14.39%	17.90%	13.88%	13.65%
	不燃物類	1.25%	0.18%	0.00%	2.40%
	その他	1.05%	0.97%	0.96%	1.15%
	合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
単位容積重量(kg/m <sup>3</sup> )		150	180	145	123
三成分	水分	51.21%	52.73%	49.07%	45.70%
	灰分	4.97%	3.85%	4.07%	8.20%
	可燃物	43.82%	43.42%	46.86%	46.10%
低位発熱量*		7,580kJ/kg(wet)	6,699kJ/kg(wet)	8,460kJ/kg(wet)	7,426kJ/kg(wet)

低位発熱量  
水分を除いた場合のごみのもつ発熱量。低位発熱量が高すぎる場合は、焼却炉へのごみ投入量を調整する必要が生じるため、処理量の低下につながる。

施設名称	田辺市ごみ処理場 (一般廃棄物焼却施設)
所在地	田辺市元町2291-6
供用開始	平成8年4月
処理能力及び方式等	ごみ焼却炉 150t/日(75t/24h×2炉) 焼却方式 ストーカ式 准連続燃焼式焼却炉
付帯設備	犬猫焼却炉 数体用 100kg(5体)/回 一体用 20kg(1体)/回



田辺市ごみ処理場(一般廃棄物焼却施設)

排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果(単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

測定項目	R1	R2	R3	R4	排出基準
1号焼却炉	0.00079	0.02	0.00038	0.037	5.00
2号焼却炉	0.01	0.01	0.002	0.05	

<1ng(ナノグラム)=10億分の1グラム>

容器包装プラスチック  
中身の商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要となるプラスチック製の容器や包装のこと。「容器」は商品を入れるもの（袋を含む）、「包装」は商品を包むもの。

(2) 容器包装プラスチック\*リサイクル施設  
2007年（平成19年）9月から容器包装プラスチックリサイクル施設が稼働しています。

本施設では、家庭系のプラスチックごみを容器包装プラスチック、ペットボトル、その他のプラスチックなどに選別しています。容器包装プラスチックは1㎡に圧縮こん包し、リサイクル業者に引き渡します。

施設の概要

施設名称	田辺市ごみ処理場 (容器包装プラスチックリサイクル施設)
所在地	田辺市元町2291-6
供用開始	平成19年9月
処理能力	4.9t/日
投入ホッパー	4.6㎡
破袋機	一軸揺動刃物式 1.24t/h
磁気選別機	永磁式マグネットドラム 1.24t/h 1000ガウス
定量供給装置	ベルトコンベア 2基 1.24t/h
圧縮梱包機	横型油圧圧縮型 0.98t/h



(3) ペットボトル洗浄施設

ペットボトル洗浄施設では、容器包装プラスチックリサイクル施設で選別されたペットボトルと、拠点回収により収集したペットボトルのラベルやふたを取り除き、洗浄し、リサイクル業者に引き渡します。

(4) 溝土一時保管場所

溝土の一時保管に利用しています。

施設の概要

施設名称	溝土一時保管施設
所在地	田辺市元町2291-6
供用開始	令和4年3月
施設規模	施設面積 82.16㎡ 容量93.75㎡
区画数	1区画

(5) ストックヤード施設

15画を整備し、資源物及び埋立ごみの一時保管に利用しています。

施設の概要

施設名称	ストックヤード	
所在地	田辺市元町2291-6	
供用開始	平成13年3月	
施設規模	約1,300㎡(作業スペース含む)	
区画数	15区画	
仕様内容	内訳	23.8㎡×6区画 処理困難物、缶(スチール、アルミ)、 びん(無色、茶色、その他)
		50.0㎡×4区画(埋立てごみ等)
		49.9㎡×5区画(分別作業等)



(6) 自走式破砕機

自走式破砕機は、ストックヤード施設で選別保管された埋立てごみ及び可燃性粗大ごみ等の破砕処理を行っています。

施設の概要

施設名称	自走式破砕機(2台)	
所在地	田辺市元町2291-6	
供用開始	平成22年7月及び令和5年3月	
処理能力	15t/h	
仕様内容	名称	コマツBR300S-2
	エンジン形式	直噴ターボ空冷アフタークーラ
	定格出力	182PS/2050rpm
	破砕室寸法	幅1,615mm×長さ1,230mm
	カッター寸法	680mm×1,660mm
	回転数	19rpm
	重量	27t



第9節 最終処分

廃棄物の最終処分については、搬入基準を満たす適切な中間管理を行うとともに、組合\*と連携しながら広域最終処分場の適切な管理運営を図ります。

現有の最終処分場について、施設を廃止するまでの間、浸出水処理施設等の適正な維持管理に努めます。

【第2次田辺市総合計画(後継基本計画) 後継基本計画 第6章 政策「快適」 施策2 環境 単位施策4「ごみ・リサイクル」】

組合=紀南環境広域施設組合(参照:P8)

中間処理した後にリサイクルできないもの(埋立てごみ及び焼却施設から発生する焼却残さ)について埋立処分を行っています。容器包装プラスチックリサイクル施設の稼働などリサイクルの推進により埋立処分されるごみ量の削減に努めています。そのほか、本市の最終処分場につきましては、不透水層工事を実施して浸出水\*処理施設への負荷の低減に努めるなど、適正な維持管理を行っています。

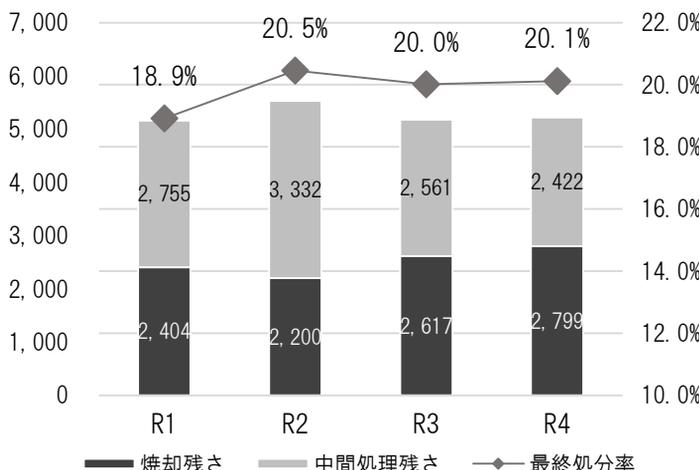
浸出水  
ここでは雨などが埋立地のごみの中を通過して浸出してきた水のこと。本市では浸出水処理施設において適正に処理しています。

本市の処分実績の推移について下表に示します。

最終処分実績の推移 (単位:t/年)

項目	R1	R2	R3	R4
最終処分量計	5,159	5,532	5,178	5,221
焼却残さ	2,404	2,200	2,617	2,799
中間処理残さ	2,755	3,332	2,561	2,422
総排出量	27,278	27,045	25,866	25,950
最終処分率	18.9%	20.5%	20.0%	20.1%

\*最終処分率(%)=最終処分量計÷総排出量×100



## 最終処分場の概要

施設名称	田辺市ごみ処理場(一般廃棄物最終処分場)	
所在地	田辺市元町2291-6	
供用期間	平成8年4月～令和3年6月	
埋立面積	23,000㎡	
埋立容量	215,864㎡	
貯留構造物	形式	重力式コンクリートダム
	ダムの規模	延長 93m 高さ 20.5m 天巾 3.6m 底巾 16m
遮水工	鉛直遮水工(カーテングラウチング)	
浸出水処理施設	処理能力	240㎡/日
	処理方式	前処理+生物処理(回転円盤)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌
その他施設	浸出水調整槽 沈砂池	

### ごみ埋立区域



最終処分場浸出水処理施設のダイオキシン類濃度測定

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定。国の定める排出基準内となっています。

### 浸出水処理施設



## 最終処分場浸出水処理施設のダイオキシン類濃度測定\*結果(単位:pg-TEQ/ℓ)

測定項目	R1	R2	R3	R4	排出基準
放流水(処理水)	0.00110	0.00062	0	0.0017	10

\*pg(ピコグラム): 1pg=1兆分の1グラム

最終処分場浸出水処理施設からの放流水の水質検査結果

	項目	単位	R1	R2	R3	R4	排出基準
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)		7.1	7.3	7.6	7.3	5.8以上8.6以下
	BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/l	2.0	-	-	-	60
	COD(化学的酸素要求量)	mg/l	5.0	2.8	3.2	1.7	90
	SS(浮遊物質)	mg/l	0.7	-	-	-	60
	T-N(全窒素)	mg/l	29.3	31.0	33.0	30.0	120
	ルマルヘキサン(鉱油類含有量)	mg/l	-	-	-	-	5
	ルマルヘキサン(動植物油脂含有量)	mg/l	-	-	-	-	30
	フェノール類	mg/l	-	-	-	-	5
	銅	mg/l	-	-	-	-	3
	亜鉛	mg/l	-	-	-	-	2
	鉄	mg/l	-	-	-	-	10
	マンガン	mg/l	-	-	-	-	10
	全クロム	mg/l	-	-	-	-	2
	大腸菌郡数	個/l	-	-	-	-	3,000
	全りん	mg/l	-	-	-	0.02	16
	有害物質	アルキル水銀	mg/l	-	-	-	-
総水銀		mg/l	-	-	-	-	0.1
カドミウム及びその化合物		mg/l	-	-	-	-	0.1
鉛及びその化合物		mg/l	-	0.09	-	-	0.1
有機りん化合物		mg/l	-	-	-	-	1
六価クロム及びその化合物		mg/l	-	-	-	-	0.5
ひ素及びその化合物		mg/l	-	-	-	-	0.1
1,3-ジクロロプロペン		mg/l	-	-	-	-	0.02
シアン化合物		mg/l	-	-	-	-	1
トリクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	0.1
テトラクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	0.1
ジクロロメタン		mg/l	-	-	-	-	0.2
四塩化炭素		mg/l	-	-	-	-	0.02
1,2-ジクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	0.04
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	0.4
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	3
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	0.06
PCB(ポリ塩化ビフェニル)		mg/l	-	-	-	-	0.003
チウラム		mg/l	-	-	-	-	0.06
シマジン		mg/l	-	-	-	-	0.03
チオベンカルブ		mg/l	-	-	-	-	0.2
ベンゼン		mg/l	-	-	-	-	0.1
セレン及びその化合物	mg/l	-	-	-	-	0.1	
1,4ジオキサン	mg/l	-	-	-	-	0.5	
その他	ほう素及びその化合物	mg/l	-	-	-	-	10 ※1
	ふっ素およびその化合物	mg/l	-	-	-	-	8 ※2
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、及び硝酸化合物	mg/l	13.2	27.2	32.0	28.0	100 ※3

\*「-」検出されず

\*1: 1リットルにつき、ほう素50mg以下

\*2: 1リットルにつき、ふっ素15mg以下

\*3: 1リットルにつき、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

## 第10節 し尿処理

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理については、旧田辺市の地域及び龍神行政  
局管内は、田辺市周辺衛生施設組合で処理を行っています。また、中辺路行政  
局管内及び大塔行政局管内は富田川衛生施設組合で、本宮行政局管内は紀南環  
境衛生施設事務組合で処理を行っています。また、し尿及び浄化槽汚泥の収集  
運搬については、本市が許可する12業者で収集を行っています。

### し尿処理施設の概要

組合名及び施設名	田辺市周辺衛生施設組合 清浄館	富田川衛生施設組合 白鳥苑	紀南環境衛生施設事務組合 南清園
構成市町村	田辺市、みなべ町	田辺市、白浜町、 上富田町	田辺市、新宮市、北山村、 三重県御浜町、三重県紀宝町
所在地	田辺市新庄町1177-3	西牟婁郡白浜町十九 淵274-1	新宮市新宮8002-9
処理能力	170kℓ/日	75kℓ/日	98kℓ/日
処理方式	高負荷脱窒素処理＋高度 処理(砂ろ過＋活性炭吸 着)	標準脱窒	前脱水型高負荷脱窒素処理 ＋高度処理(活性炭吸着)
運転方式	委託	直営	直営
汚泥処理 方式	焼却	焼却	焼却
供用開始 年 月	平成7年4月	平成18年4月	平成29年4月

### し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

(単位:kℓ/年)

項 目		R1	R2	R3	R4
し尿	旧田辺地域	5,255	4,486	4,069	3,718
	龍神行政局管内	1,066	866	731	907
	中辺路行政局管内	638	585	566	555
	大塔行政局管内	307	296	290	299
	本宮行政局管内	998	1,017	946	918
	合 計	8,264	7,250	6,602	6,397
浄化槽汚泥	旧田辺地域	22,662	23,701	24,736	24,233
	龍神行政局管内	2,149	2,180	2,286	2,045
	中辺路行政局管内	1,030	1,104	981	1,053
	大塔行政局管内	1,063	1,168	1,091	1,098
	本宮行政局管内	1,707	1,625	1,650	1,639
	合 計	28,611	29,778	30,744	30,068
合計	旧田辺地域	27,917	28,187	28,805	27,951
	龍神行政局管内	3,215	3,046	3,017	2,952
	中辺路行政局管内	1,668	1,689	1,547	1,608
	大塔行政局管内	1,370	1,464	1,381	1,397
	本宮行政局管内	2,705	2,642	2,596	2,557
	合 計	36,875	37,028	37,346	36,465

※各収集量については、小数点以下を四捨五入しているため、各計と内訳が一致しないことがある。